

**NEWS
01**

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請を開始

6月下旬に給付の可能性のある世帯に書類を送ります

誰にいくら給付されるの？

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
対象	<p>住民税が課税されていない世帯</p>  <p>課税者から扶養を受けている方や、生活保護を受けている方を除く</p>	<p>今年1月分の児童手当を受給した世帯</p>  <p>所得制限あり。生活保護を受けている方を除く</p>
金額	<p>1人につき1万円</p> <p>高齢基礎年金や児童扶養手当などの受給者は5千円を加算</p>	<p>児童手当の対象児童1人につき1万円</p>

どちらの給付金も対象となる場合、臨時福祉給付金のみが給付されます

手続きの流れをご確認ください

給付対象外の世帯 → **書類は何も送られません**

給付の可能性のある世帯 → **書類が送られます。手続きは以下の通りです**

6月下旬～

税情報の調査同意書が送られます※

同封の案内文を見て、給付金の対象になると思われた場合は、9/16(火)(消印有効)までに同意書を返送してください。
 市で課税や扶養の状況を調査します



給付対象外と判定された世帯

給付されません

給付されないことをお知らせする文書が送られます

給付対象と判定された世帯

申請書が送られます※

以下の書類を9/30(火)(消印有効)までに返送してください

- 申請書
- 通帳の写し
- 本人確認書類の写し



7月中旬～

ご指定の口座に振り込まれます

住民税が課税されていない世帯や、子育て中の世帯に給付する給付金の申請に必要な書類を、6月下旬からお送りします。

この給付金は、消費税の引き上げによる家計の負担を和らげるために支給するもの。

市内では臨時福祉給付金は約32万世帯、子育て世帯臨時特例給付金は約11万世帯が対象となる見込みです。

申請期間は9月30日(火)まで。忘れずに返送してください。

詳細 お問い合わせセンター
 (211) 4 1 9 2

公務員の方には勤務先が申請書を配布

子育て世帯臨時特例給付金が給付される可能性のある公務員の方には、勤務先から直接、申請書が配布されます。申請書は、6/23(月)～9/30(火)(消印有効)に送付してください(郵送料は自己負担)。

送付先

〒060-0001

中央区北1西2時計台ビル内
 臨時福祉給付金担当

※給付されることが明らかな世帯には、最初から申請書が送られます